

インフルエンザに関する報告書

厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は「解熱後3日を経過するまで」とされています。

この報告書は、欠席した日から毎日記入し、インフルエンザが治って登園する際に保育園に提出してください。

ふたば保育園 () ぐみ 名前 ()

診断名: インフルエンザ (A ・ B ・ 不明)

診断日: 令和 年 月 日 (曜日)

医療機関名:

◎毎日体温を記入しましょう。

	月日(曜日)	午前の体温				午後の体温			
発症日	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
1日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
2日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
3日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
4日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
5日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
6日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
7日目	月 日()	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度

上記のとおり、解熱後(平熱)3日間は自宅療養し、本日より登園させます。

令和 年 月 日

保護者名

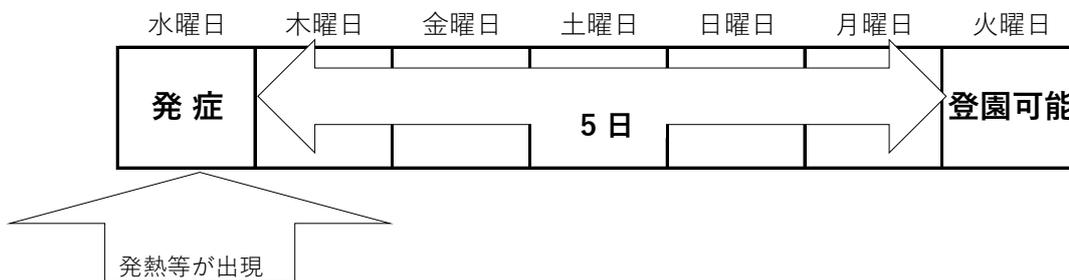
※出席停止日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合。例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日数を数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）、の日間を休み、金曜日からの登園許可ということになります（図1）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考えかた



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合はインフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。



※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。